

必ずお読みください

—「こがね丸で行く!佐渡島の金山日帰り黄金ツアー」の旅行代金には、行程に明示された交通費・昼食代・入館/体験料・旅行業務取扱料金・消費税等諸税が含まれています—

■最少催行人員：10名（受付最少人員：大人1名様以上）■添乗員：添乗員・現地係員は同行致しません。ご旅行に必要な旅程表類またはご案内をお送り致しますので、ご旅行中の手続きはお客様ご自身にて行ってください。■島内は観光バス運行となります。催行人員により観光タクシー利用となる場合があります。■小児：小児代金は小学生が対象となります。昼食は大人の内容に準じた内容となります。ご希望によりお子様向けメニューをご用意することができますので、ご予約の際にお申し付け下さい。■幼児：島内バスの座席が不要の場合、大人1名につき幼児1名まで無料となります。座席を必要とする場合、小児代金を適用いたします。（昼食をお子様向けメニューに変更希望の場合は、ご予約の際にお申し付け下さい。）■入館料等：行程に明示された入館/体験料は旅行代金に含まれます。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船の就欠航について」をご覧ください。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を收受致します。■未成年者（18歳未満）のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいてのお申し込みとなりますので、同意書の提出をお願い致します。

船の就欠航について

佐渡汽船・カーフェリーの就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。

就欠航のお問い合わせにつきましては、弊社ホームページでご確認いただき、乗船港に直接お問い合わせください。[直江津港：025-543-3791]

【往路便が欠航または旅行開始前に】
〔木発172カーフェリーが就欠航未定〕●ツアーキャンセル（催行中止）となり、ご旅行代金は全額返金となります。（直江津港までの交通費については、お客様のご負担となります。）

【島内で全ての航路が欠航】●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。

●その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。尚、お客様ご自身の判断により、就欠航未定時に旅行を中止した場合は、取消料の対象となります。

●気象予報等により当日の海上時化が予想される場合、当日の運航状況に関わらず、事前に催行中止を決定する場合があります。

●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

（このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります）

この旅行は、佐渡汽船株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに掲載されている条件のほか当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれ一部として取扱います。

旅行代金	申込金（お一人様）
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

(2)当社は電話・郵便・ファクスミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかつたものとして取り扱う場合もあります。

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いただきます。

3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくとも払い戻しはいたしません。

4.旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。但し、緊急の場合において止めないとときは変更後に説明します。

5.取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日		取消・変更料
a.	11日目にあたる日以前の解除	無 料
b.	10日目にあたる日以前の解除	旅行代金の20%
c.	7日目にあたる日以前の解除（d～fを除く）	旅行代金の30%
d.	旅行開始日の前日	旅行代金の40%
e.	旅行開始日当日（fを除く）	旅行代金の50%
f.	旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

6.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は上記で定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
(2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

a.旅行契約内容に重要な変更がされたとき。

b.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

c.当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7.当社による旅行契約の解除

(1)お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

お客様が病気・必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められたとき。

c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻します。

後援

上越市

旅行企画

新潟県知事登録旅行業 第2-167号

佐渡汽船株式会社

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1

（一社）全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者 山際 宏志

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。

この旅行契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

お問い合わせ・お申し込みは

| インターネット申込 | 詳細は下記アドレスよりご確認ください。

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/plans/ougon2025/>

まずは検索してください！ 佐渡汽船 |

検索



| 電話申込

| 電話番号はお間違えのないようお願いします。

受託販売店：新潟県知事登録旅行業 第2-171号

株式会社直江津マリントラベル

〒942-0011 新潟県上越市港町1-9-1 (佐渡汽船直江津港ターミナル1階)

電話 025-544-1234

（営業時間 8:30～17:00 ※日曜・祝日を除く）

国内旅行業取扱管理者 古川 政弘